

# 自治体病院の医師確保対策並びに財政 支援措置の充実強化等について

九州部会提出  
説明担当 串間市

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、民間医療機関では対応することが困難な高度・特殊、へき地、産科、小児科、救急など多くの不採算医療を担っているところである。

また、自治体病院の経営は、度重なる医療制度改革、診療報酬の見直し等による急激な医療提供の環境変化により、極めて厳しく、その多くが赤字経営となっているのが現状であり、さらには医師不足・地域偏在の問題等も起きており、この問題を地方自治体が単独で改善することは極めて困難な状況である。

このような中、自治体病院は、それぞれの地域の実情を踏まえた医療環境の整備並びに経営の健全化を図るため、懸命に努力しているところであるが、地域住民に良質な医療を効率的にかつ継続的に提供するには、医師不足・地域偏在を改善することや自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、自治体病院の社会的使命が達成され、地域住民のニーズに十分応えられるよう、下記の事項について、特段の配慮をするよう強く要望する。

## 記

1. 深刻化している小児科・産婦人科等の医師不足を解消するため、当該診療科に係る診療報酬の改善や人件費の補助など、抜本的な対策を講じること。
2. 医師の地域偏在を改善するため、二次医療圏単位で診療科ごとの必要医師数を確保する機能を持つ調整機関を設置すること。
3. 自治体病院に係る地方交付税措置の所要額の確保をはじめ、財政支援措置の一層の充実強化を図ること。